

# 成年年齢が20歳から18歳に？・・・ どうして！？どうなる！？

本年3月13日、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げる「民法の一部を改正する法律案」が国会に提出され、既に同法案に関連する実質的な議論が始まっています。

民法の成年年齢の引下げは、日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）の制定や選挙年齢の引下げを踏まえたものとされていますが、そもそも成年年齢を選挙年齢と一致させる必要はなく、成年年齢の引下げを行わなければならない意義に乏しいといえます。

一方、未成年者取消権の喪失による若年者の消費者被害拡大のおそれ、親権の対象となる年齢引下げによる自立困難な若年者の困窮の増大や高校教育での生徒指導の困難化、養育費支払終期の繰上げなど、成年年齢の引下げによる多くの問題点が指摘されていますが、その対策は未だ不十分です。さらに、問題点について、一般国民の間での議論や周知もほとんどなされていない状況にあり、法改正を拙速に行うべきではありません。

本院内学習会では、本法案の問題点について広く議論いたします。

日時：2018年 **4月26日** (木) 午後 **5時**～午後 **6時30分**

**事前申込み制  
参加費無料**

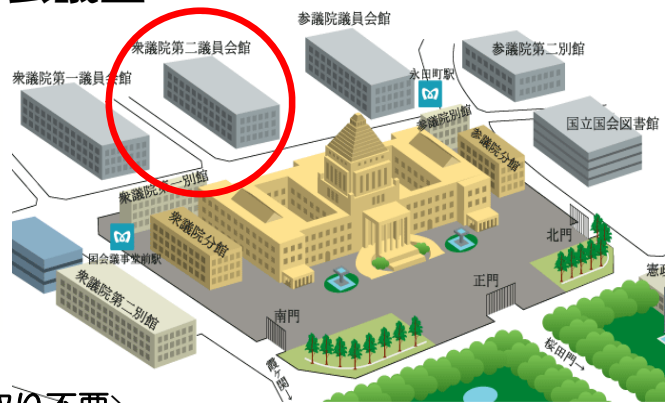
(開場：午後4時45分予定・受付：午後6時15分まで)

場所：**衆議院第二議員会館 地下1階第一会議室**【定員125名】

(東京都千代田区永田町2-1-2)

◆プログラム(予定)◆

- ① 有識者の発言  
坂東 俊矢氏 (京都産業大学法学部教授)
- ② 日弁連からの報告
- ③ 消費者団体、教育関係者、若年者からの発言
- ④ 国会議員からの御挨拶



〈参加申込書・切り取り不要〉

本院内学習会につきましては、会場が国会議員会館内となるため、以下①、②のいずれかの方法により、必ず事前申込みを行っていただきますようお願いいたします。また、定員となり次第、申込みを締め切らせていただきますのでお早めにお申込みください。事前申込みがない場合、ご入場いただけない場合もございます。あらかじめご了承ください。

[①WEBからの申込み] <https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/minpoukaisei/20180426/>

[②FAXによる申込み] FAX送信先：03-3580-2896 日弁連人権部人権第二課宛て

ふりがな お名前：	連絡先 (電話番号又はFAX番号)
登録番号 (弁護士のみ記入願います)	御所属 (弁護士は所属会を記入願います)

主催：日本弁護士連合会

【お問合せ】 日本弁護士連合会人権部人権第二課 (電話：03-3580-9512)

※御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本集会の参加者の把握及び事務連絡の目的以外には使用いたしません。